

# 平成25年第4回川崎市議会定例会

## 専決処分報告資料

市長専決処分第6項 訴えの提起について

市長専決処分第6項 和解について

**【まちづくり局】**

# 報告 訴えの提起について

## 1 被告〔家賃滞納者、不法占有者及び高額所得者〕

	区分	被告の氏名	居住の開始	使用の承継
1	滞納者	** **	H23. 4. 14	—
2	滞納者	** **	H11. 8. 3	—
3	滞納者	** **	H14. 2. 26	—
4	滞納者	** **	H18. 11. 1	—
5	滞納者	** **	H23. 4. 13	—
6	不法占有者	** **	H20. 3. 19	—
7	高額所得者	** **	S 40. 4. 22	H19. 5. 31

\* 1 未払月数 10箇月分～26箇月分

\* 2 未払家賃の額 251,406円～956,858円

## 2 市営住宅の明渡しを求める対象者（滞納者及び不法占有者）

市の納付指導にもかかわらず家賃を納付しない滞納者のうち、家賃を3箇月分以上滞納し、明渡請求以外に滞納解消が図れない者及び市営住宅を不法占有し退去に応じない者

## 3 市営住宅の明渡手続の主な経過（滞納者及び不法占有者）

- ・川崎市営住宅等明渡請求審査会に付議し、市営住宅明渡請求予告通知書を送付し、完納又は退去しない場合は、明渡しを請求する旨を通知したが、納付又は退去がなされなかった。
- ・市営住宅明渡請求書を送付し、賃貸借契約を解除し、市営住宅を明け渡すよう請求した。
- ・退去の意思が認められないことから、建物明渡請求の訴えを提起した。

	予告通知年月日	明渡請求通知年月日	明渡期限	訴え提起年月日
1、4～6	H25. 5. 10	H25. 6. 21	H25. 9. 30	H25. 10. 25
2	H24. 10. 19	H24. 12. 13	H25. 3. 25	H25. 10. 25
3	H24. 2. 3	H25. 6. 21	H25. 9. 30	H25. 10. 25

## 4 高額所得者

市営住宅に引き続き5年以上入居している者で、最近2年間引き続き公営住宅法施行令に規定する金額（月額397,000円）を超える収入のあるものに対して、6箇月以上の期間を定めて市営住宅の明渡しを請求することができる。（予告通知 平成24年7月13日、明渡請求通知 平成24年9月7日、明渡期限 平成25年3月31日）

期限の到来後も市営住宅を明け渡さないときは、当該市営住宅の明渡しを行うまでの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の金銭を支払わなければならない。

## 5 訴え提起件数

平成23年度 55件、平成24年度 44件、平成25年度（10月） 28件

# 報告 和解について

## 1 相手方及び和解内容

	相手方	未払状況		支払計画		家賃月額
		未払月数	未払家賃	回数	分割支払月額(内)最終回	
1	** **	63 箇月分	1,847,900 円	62 回	30,000 円 (17,900 円)	3,900 円
2	** **	42 箇月分	679,800 円	46 回	15,000 円 (4,800 円)	15,200 円
3	** **	11 箇月分	443,100 円	23 回	20,000 円 (3,100 円)	47,800 円
4	** **	22 箇月分	588,000 円	30 回	20,000 円 (8,000 円)	14,700 円
5	** **	12 箇月分	352,800 円	18 回	20,000 円 (12,800 円)	30,200 円
6	** **	15 箇月分	855,500 円	22 回	40,000 円 (15,500 円)	58,600 円
7	** **	8 箇月分	446,800 円	23 回	20,000 円 (6,800 円)	61,600 円
8	** **	8 箇月分	203,200 円	21 回	10,000 円 (3,200 円)	27,400 円
9	** **	16 箇月分	604,000 円	38 回	16,000 円 (12,000 円)	23,900 円
10	** **	7 箇月分	463,800 円	16 回	30,000 円 (13,800 円)	44,300 円
11	** **	9 箇月分	665,600 円	14 回	50,000 円 (15,600 円)	32,800 円
12	** **	28 箇月分	1,430,400 円	48 回	30,000 円 (20,400 円)	32,900 円
13	** **	15 箇月分	251,500 円	13 回	20,000 円 (11,500 円)	17,800 円

## 2 即決和解

当事者間の法的な紛争について、合意に達する見込みのあるとき、簡易裁判所に対して、請求の趣旨、原因、争いの実情を示して申し立てを行い、簡易裁判所の仲介によって和解を成立させる手続きである。(民事訴訟法第275条第1項)

和解が成立すると和解調書が作成され、この和解調書の記載は、確定判決と同一効果がある。

## 3 和解理由

相手方は、本件市営住宅の家賃を長期間滞納しており、未払家賃の一括支払が困難であるが、居住の継続を希望しており、即決和解したい旨の申出があったため。

## 4 管轄裁判所

川崎簡易裁判所

## 5 和解成立件数

平成23年度 19件、平成24年度 59件、平成25年度(10月) 27件